

慶 弔 規 程

昭和47年12月19日制定
昭和59年 1月26日改正
平成 6年 1月27日改正
平成21年 5月11日改正

(目 的)

第1条 この規程は、社団法人長野法人会（以下「本会」という）ならびに定款細則第2章に規定する「部会」の役員、および法人会の育成に多大の貢献をした者等の慶弔に関する事項を定める。

2 役員には旧任者、委員会委員等を含むものとする。

(適用範囲)

第2条 慶弔に該当する事項とは次のものをいう。

- (1) 本人の叙勲褒章または財務大臣、国税庁長官、国税局長表彰を受賞したとき
- (2) 本人または本人の尊属、配偶者等が死亡したとき
- (3) 本人が傷病により一ヶ月以上入院または自宅療養したとき
- (4) 風水害、火災等により甚大な被害を受けたとき
- (5) その他、会長が必要と認めるとき

(慶弔基準)

第3条 慶弔基準は、内容および該当者の区分に応じ別表によるものとし、改訂の必要が生じた都度理事会の決議を経てこれを改める。

2 特別の事情により前項の規定により難しいときは、その都度会長が決定する。

(届 け 出)

第4条 この規定により慶弔を表すことが生じたときは、部会長等関係者は遅滞なく必要な事項を本会事務局に届け出るものとする。

附 則 この規定は平成6年4月1日より施行する。

区 分	本 会 役 員	部会役員	その他の者
叙勲・褒章・ 財務大臣表彰	祝金(30,000円) 及び祝電	祝 電	祝 電
国税庁長官・ 国税局長表彰	祝金(10,000円) 及び祝電	祝 電	祝 電
本人の死亡	生花及び 香料(10,000円) 並びに弔電	弔 電	弔 電
尊属・配偶者の死亡	生花又は 香料(10,000円) 並びに弔電	-	-
傷病見舞	見舞金(10,000円)	-	-
災害見舞	その都度定める	-	-